

事 務 連 絡

平成 31 年 2 月 8 日

高知市内 基準該当障害児通所支援事業所 様  
(児童発達支援・放課後等デイサービス)

高知市障がい福祉課

基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスにおける  
事業所自己評価結果の公表等及び届出について

平素は、本市の障害福祉行政にご理解、協力をいただき、ありがとうございます。

児童福祉法に基づく指定通所支援事業及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号）の改正により、基準該当障害児通所支援事業所は質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）の公表及び届出がなされていない場合、平成 31 年 4 月 1 日以降の報酬算定において、「届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算（所定単位数の 15%）」となります。

つきましては、下記のとおり自己評価結果等を公表のうえ、その結果を平成 31 年 3 月 15 日（金）までに高知市へ届け出てください。

以上、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 実施方法

次の（1）から（5）の手順で基準該当児童発達支援事業又は基準該当放課後等デイサービス事業に関する自己評価等を行い、その結果を公表する。

（1） 保護者等評価

保護者等に対して、「児童発達支援（放課後等デイサービス）評価表【保護者向け】（別添参考様式 3）を配布してアンケート調査を実施する。

※現時点で障害児の利用者がいない場合は省略可。

（2） 職員自己評価

事業所の職員に対して、「児童発達支援（放課後等デイサービス）自己評価表【事業者向け】（別添参考様式 2）を配布して自己評価を行う。

（3） 事業所全体評価

回収した評価表を集計のうえ、項目ごとに課題や工夫している点について職員全員（職員会等の場）で討議する。なお、討議の結果は書面に記録し、職員間で共有する。

（4） 評価結果公表

公表用に様式（事業所用、保護者用）を作成し、事業所又は事業所を運営する法人のホームページに掲載して公表する。

ただし、インターネットによる公表が困難な場合は、紙媒体を事業所の見やすい場所（受付や掲示板等）に掲示し、保護者・利用者・利用希望者等が誰でも見られる状態とすること。加えて、

公表結果を保護者へ配布することをもって公表の方法として差し支えない。この場合であっても、市町村や法人の広報誌への掲載等により広く一般に公表できる方法を検討するように努めること。

#### (5) 支援の改善

公表した改善目標・内容に沿って、支援を改善していく。

### 2. 評価にあたっての留意事項

- ・児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）の内容を十分確認すること。
- ・事業所の実情に合わせ、評価表を加除修正する場合は、ガイドラインの内容に沿ったものとする。
- ・保護者等に評価を依頼する際は、ガイドラインの内容を保護者等によく説明し、ガイドラインに基づく保護者評価であることを理解してもらったうえで、アンケート調査を実施すること。

### 3. 高知市への届出

#### (1) 届出書類

- ① 自己評価結果報告書（別添様式1）
- ② 児童発達支援（放課後等デイサービス）自己評価公表用【事業者向け】（任意様式）
- ③ 児童発達支援（放課後等デイサービス）評価公表用【保護者向け】（任意様式）

※②と③は、別添様式2と3を公表用に加工した様式でも可。

※児童発達支援及び放課後等デイサービスの両方を提供する事業所は、両サービスを公表し、報告してください。

#### (2) 提出期限

**平成31年3月15日（金） 必着**

○届出にかかる様式については、高知市障がい障害福祉課のホームページに掲載しています。

※ 高知市ホームページトップページ > 組織できがす > 障がい福祉課  
> 障害福祉課 > 基準該当障害福祉サービス事業所登録

〒780-8571 高知市本町5丁目1-45  
高知市障がい福祉課 生活支援係  
担当：黒岩・細谷・清遠  
TEL：088-823-9378 FAX：088-823-9370